

宇都宮市中小企業人材確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する宇都宮市中小企業人材確保支援補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内の中小企業者が、経営改善を図りながら人材確保に向けて活動をする場合に、その活動に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の人材採用力と定着率の向上、就労環境の改善等を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者、又は同項第3号に規定する中小企業者と同規模の医療法人若しくは社会福祉法人をいう。
- (2) 人材確保に係る事業計画書 中小企業者が、当該補助事業の実施に当たり、よろず支援拠点の支援を受けて作成した事業計画書をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の中小企業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社、本店、支店若しくは事業所等を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者であって、かつ、別表第1のいずれかに該当するもの
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けていること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (4) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する密接関係者との関係がないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業者が、よろず支援拠点の支援を受けて作成した、人材確保に係る事業計画書（様式第4号）に基づき実施する別表第2に定める事業とする。

- 2 国又は県等公的機関が交付する他の補助金等の交付を受けている又は受ける予定となっている事業については、交付対象としないものとする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率並びに補助金の限度額は、別表第3に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の規定により算出して得た額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした領収書等の証拠書類は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (2) 事業終了後5年間、事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に別表第4に掲げる書類を添えて、当該補助事業に着手する前かつ当該事業年度の1月末日までに市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請は、一の補助対象者につき1回に限る。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（様式第5号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、当該補助の交付決定に際し、必要に応じて、第5条第1項に規定する人材確保に係る事業計画書について、よろず支援拠点に交付決定の可否に係る意見を求めることができるものとする。

- 4 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができるものと

する。

（交付申請の変更等）

第 10 条 申請者は、第 8 条の申請書の内容を変更し又は廃止しようとするときは、補助金交付申請変更等届出書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の届出書の提出があった場合に準用する。ただし、交付決定額の増額は行わない。

（事業完了報告）

第 11 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助事業の廃止承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業完了報告書（様式第 7 号）に、別表第 5 に掲げる書類を添えて、交付決定を受けた年度の 3 月末日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、補助対象事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第 8 号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 13 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付請求書（様式第 9 号）に、別表第 6 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金の交付を受けた者に対し、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) その他市長が不適當であると認めたとき

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（令和 8 年 4 月 1 日告示第 161 号）

この要綱は、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表第 1 補助対象者（第 4 条関係）

対象区分	認定・登録区分
1 宇都宮市 事業協力及び 認定・登録	(1) 奨学金返還支援補助金協力企業 (2) U J I ターン人材確保支援補助金登録認定企業 (3) 宇都宮まちづくり貢献企業 (4) 宇都宮市リーディング企業 (5) きらり大賞受賞事業者
2 働きやすい 環境整備	(1) 栃木県男女生き活き企業認定事業者 (2) くるみん認定事業者 (3) えるぼし認定事業者 (4) ユースエール認定事業者
3 その他	(1) 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた事業者、若しくは申請中の事業者 (2) よろず支援拠点内の生産性向上支援センターの支援を受け、「生産性向上取組計画」を作成した事業者 (3) その他市長が認めるもの

別表第 2 補助対象事業（第 5 条関係）

補助金の交付対象事業は、以下の人材確保に向けた取組	
1 採用活動につ ながる取組	(1) SNS 等コンテンツ作成 (2) 求人広告掲載 (3) 合同企業説明会出展 (4) 兼業・副業人材マッチング (5) 会社概要・採用パンフレット刷新 (6) その他市長が認めるもの
2 就労環境整備 につながる取組	(1) 社会保険労務士への就業規則改定等に関する報酬 (2) 中小企業診断士へのコンサルティング業務報酬 (3) その他市長が認めるもの

別表第 3（第 6 条関係）

1 補助対象経費	人材確保に係る事業計画に基づく，別表第 2 の各号の具体的な活動に係る経費
2 補助率	経費の 2 分の 1
3 補助限度額	5 0 万円

別表第 4（第 8 条関係）

交付申請書の添付資料	(1) 会社概要（様式第 2 号） (2) 経営計画書（様式第 3 号） (3) 人材確保に係る事業計画書（様式第 4 号） (4) 補助対象経費が確認できる見積書等の写し (5) 法人の場合は，その法人の登記事項証明書 (6) 個人事業主の場合は，事業の实在及び事業主本人であることを確認できる書類 (7) その他市長が必要と認める書類
------------	---

備考

- 1 経営計画書（様式第 3 号）及び人材確保に係る事業計画書（様式第 4 号）については，よろず支援拠点の支援を受けて作成したものに限る。

別表第 5（第 1 1 条関係）

補助事業完了報告書の添付資料	(1) 補助金等交付決定通知書の写し (2) 補助対象経費が確認できる請求書及び領収書等の写し (3) 補助対象事業が確認できる記録や成果物等の写し (4) その他市長が必要と認める書類
----------------	--

別表第 6（第 1 3 条関係）

交付請求書の添付資料	(1) 補助金等確定通知書の写し (2) 振込口座が確認できる書類 (3) その他市長が必要と認める書類
------------	--